

NEW WAVE

ニューウェーブ

51号

2019.7
発行

特集 男女共同参画推進条例の改正について

トピックス 「パートナーシップ宣誓証明制度」スタート！
「よこすかLGBTs相談」の開催



観音崎公園

総合福祉会館 5F 男女共同参画社会・多様な性を尊重する社会 推進施設



デュオよこすか

デュオルーム

☎046-822-0804

どなたでもご利用できます。

開館時間 9時～18時

休館日 年末年始・臨時休館日



図書の貸し出し 関係資料の閲覧

相談 ミーティングスペース

女性のための相談室 (秘密厳守・無料)

☎046-828-8177

一般相談

女性が抱える人間関係や生活上の相談に女性相談員が応じます。

- 電話または面談 (面談は予約制)
- 月・水・金曜日 9時～16時 (年末年始、臨時休館日を除く)

法律相談

女性が抱える法律上の相談に女性弁護士が応じます。

- 面談のみ (予約制)
- 原則、毎月第三火曜日 (お一人) 13時30分～16時30分 (40分まで)

性別等による人権侵害の申出制度

男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の形成に影響を及ぼすと認められる市の施策に対する不服や、性別を理由とした人権侵害に関わる苦情や相談に、専門委員が対応します。

1年以内に市内で発生した次のような事案について、どなたでも書面で申し出ができます。(匿名は不可)

- 市の施策に対して、男女共同参画及び多様な性の尊重という観点から不服がある場合
- 性別による差別的な取扱いやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害にあたり、具体的な被害や不利益を被り、相手方に改善等を求める場合

◆申出方法◆

「申出書」に必要事項を記入し、人権・男女共同参画課まで提出してください。
この書式は横須賀市のホームページから入手できます。
※申出に際しては、人権・男女共同参画課へご相談ください。申出書の提出は郵送、FAXまたはご持参によりお願いいたします。

◆相談、申出書の提出先◆

横須賀市役所 人権・男女共同参画課(2号館2階)
TEL 046-822-8228 FAX 046-822-4500
受付時間 開庁日の8:30～17:00

詳細は横須賀市HPをご覧ください



発行・問合せ/横須賀市 市民部 人権・男女共同参画課 〒238-8550 横須賀市小川町11 電話 046-822-8228

メール⇒we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp HP⇒http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/gender/index.html

◎この広報紙は12,000部発行し、1部あたりの印刷経費は9.7円です。

◎この広報紙は、印刷用の紙へリサイクルできます。

リサイクル適性 (A)

エコライフ ◀ 意識をすれば、必ず変わる ▶ 男女共同参画

横須賀市男女共同参画推進条例を改正し、
『横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現
のための条例』を施行しました

私たちの「性」は様々な言葉で表現されます

身体の性的特徴
(Sex Characteristics)

生物学的に性別を判別する
基準となる形態上の特徴

性自認
(Gender Identity)

自分が認識している
自身の性別がどのようなものか、
ということ



性的指向
(Sexual Orientation)

恋愛や性愛がどのような性別の
相手に向かうのか、ということ

指定された性別
(Assigned Sex)

出生時に割り振られた性別
(例：出生時の戸籍等)

※ 本条例では、社会的・文化的に形成された〈ジェンダー〉と、上記の〈身体の性的特徴〉〈指定された性別〉を合わせて「性別」とし、これに「性的指向」と「性自認」などの言葉を含めて、「性別等」という表現を使用しています。

誰も一人にさせないまちをめざし、性別、性的指向、性自認にかかわらずすべての人が主体的に行動できる社会を形成するために「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」と改正しました。



多様な性のあり方を尊重していきます

全ての人が、性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重され、家庭や地域、学校、職業などのあらゆる生活の場面で、主体的に活躍できる社会を目指します。(前文、第1条ほか)

性別等に基づく暴力行為を定義し、人権侵害を禁止します

性別等に基づく暴力行為(主として女性に対する暴力行為)は人権侵害であることを明確にして、いかなる場合でも、性別等による差別的な取扱いや暴力などの人権侵害を禁止します。(第2条、第8条)

男女共同参画の更なる推進と多様な性の尊重を基本理念で謳っています

女性などが各ライフステージにおいて健康な生活を営むために必要であるといわれる「性と生殖に関する健康と権利」に関する項目と、性的指向や性自認等についての公表の自由及びその権利保障の項目(カミングアウトの権利、アウトティングの禁止)を新たに加えました。(第3条)

市、市民、事業者に加えて、教育関係者とも協働していきます

これまでの市、市民、事業者との協働による推進に加えて、教育の重要性に鑑み、教育関係者の責務を新たに加えました。(第4条、第5条、第6条、第7条)

条文など詳細は横須賀市HPをご覧ください



スタート! パートナーシップ宣誓証明制度 事前予約制

横須賀市は、市民一人ひとりを、かけがえのない個人として尊重するとともに、さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのないまちを目指し、県内で初めて「パートナーシップ宣誓証明制度」を導入しました。

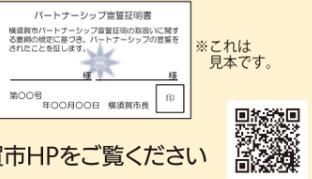
パートナーシップ宣誓証明制度とは
戸籍上の性別にとらわれず、お互いが大切なパートナーと思っている方々の誰もが、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを横須賀市が公に証明し、宣誓証明書を交付するというものです。(プライバシーには十分配慮いたします)

- 宣誓要件**
- 20歳以上であること。
 - 横須賀市民であること。(転入予定の方を含む)
 - 結婚していないこと及び宣誓者以外の方とパートナーシップにないこと。
 - 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう)でないこと。(パートナーシップにある方が養子縁組した場合は宣誓可能です)

- 主な特徴**
- 同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダーの方々なども宣誓できます。
 - 宣誓は土・日・祝もできます。(年末年始除く)
 - 宣誓証明書はカードサイズです。

宣誓から証明書交付までの流れ

- 1.電話またはメールでの宣誓日の予約
※宣誓希望日の7日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までに下記連絡先に電話またはメールでご予約ください。
- 2.パートナーシップ宣誓
- 3.宣誓証明書の交付



詳細は横須賀市HPをご覧ください

ご相談ください! よこすかLGBTs相談(性的指向や性自認に関する専門相談) 事前予約制 無料

性的指向や性自認に関する相談を、特定非営利活動法人SHIP(横浜市)の臨床心理士など、専門の相談員が、「デュオよこすか(総合福祉会館5階)」または支援者のもとに伺ってお受けします。ご本人だけでなく、ご家族や支援者の方からのご相談もお受けします。
相談時間は45分、原則お一人1回のみのご利用となります。相談希望日の3日前までにお電話で予約が必要です。(メールでのご予約はできません)



- 相談できる方**
- ご本人……同性または男女両方が好き、性別に違和感があるなど、性的指向や性自認に関する悩みを持っている方
 - 上記(ご本人)のご家族
 - 市内の学校・企業・施設など支援に関わっている方

- 相談日・会場**
- <ご本人・ご家族の方> ※相談開始時間
[相談日] 月、火、水、金 …… 17時30分~18時
木 …………… 10時~18時
[会 場] デュオよこすか(総合福祉会館5階)
- <支援者の方> ※相談開始時間
[相談日] 月~金 …………… 10時~18時
[会 場] 市内の学校、企業、支援施設など支援施設等(デュオよこすかでも可)

詳細は横須賀市HPをご覧ください



パートナーシップ宣誓証明制度・よこすかLGBTs相談の予約・お問い合わせ先
横須賀市 市民部 人権・男女共同参画課 TEL:046-822-8219
メールアドレス:we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp